

(発行所) 社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
☎ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 高橋 和夫
(編集者) 会務部長 森田 真一
(編集責任者) 広報委員長 田中 剛
(印刷所) 印刷部 中央印刷
(題字) 柏税務署長 杉山 剛彦

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp>

■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp



野田市民会館(旧茂木佐平治邸)野田市

柏法人会
第29回
通常総会
迫る
とき 平成23年5月25日(木)
ところ ザ・クレストホテル柏

会員数/千葉県41,552社 柏柏法人会4,396社(平成23年3月末日)

■表紙解説

野田市民の憩いの場「市民会館」は、昭和32年(1957年)に開館しました。以来、約半世紀にわたって野田市の文化活動や地域活動の拠点として、はちまちま、温かい風情と豊かな緑は野田市民の憩いの場となっています。歴史を深く刻み込んだ建物は、昭和33年(1958年)の建築家・茂木佐平の邸宅として、大正13年(1924年)頃に建てられました。その後、野田興業株式会社(現キョーサン株式会社)の所有となり、昭和33年(1958年)10月、同社の創立40周年の記念事業として、郷土博物館建設資金とともに宅地と建物が野田市に寄贈されました。風情のある和風の建物は、瓦はもろみ人柱に至るまで全て注し、貫はすべて、細かな部分まで配りながら造られています。天窓(ベンガラ)の後の屋根とこの照明などに、アンハイカラーな造作が施されています。そして、現存する建物の母、かつては「書院」「婦人室」「お離れ」などと呼ばれた建物があり、建物には数百年を要したということです。建物の中で、地盤改良や改修をおこなうため、「完成はいつか」といつつと、と語り続けながら、そのついで、建物の途中、関東大震災に遭遇したため、建物の基礎や土台は、一度と壊れずに設計し直されました。現在に至っても、具合が劣っていないことが、その確かな証明といえます。現在の建物は平成9年(1997年)5月に国の登録有形文化財に、建物は平成20年(2008年)に県内初の国の登録記念物となりました。

所在地 野田市野田二丁目一八
☎ 04-71-2141(六八五)
(開館 九時~十七時 火曜休)

法律 広場

よつば総合法律事務所の

この度の東北地方太平洋沖地震におきましては、想像をはるかに上回る甚大な被害が各地に及んでおりますが、この度の未曾有の災害により被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

Q

地震の影響で事業が不振となりました。また、自宅の住宅ローンについても滞りがちとなっています。どのようにすればよいでしょうか。

A

このたびの震災で、事業の経営不振のご相談が増えています。また、今後、多数の同様の相談が増えることが予想されます。

金融機関からの事業資金の借入や住宅ローンについては、当然に金利の減免や支払の猶予が得られるというわけではありません。た

だし、阪神・淡路大震災の時は、住宅ローンの一定期間の支払猶予、期間の延長等の措置が公的機関、民間の金融機関を問わず行われました。また、住宅ローン以外の事業資金についても利息の軽減、一定期間の支払猶予などの措置がとられました。具体的な措置の内容は各金融機関によって取り扱いが異なり、被害の程度によって異なる基準を設ける金融機関もあったようです。阪神・淡路大震災の時と同様の扱いが今回もされる可能性は高いので、金融機関の借入については各金融機関に問い合わせをしてみましょ。

他方、金融機関との交渉以外の方法としては、裁判所に申立をするることによる解決方法もあります。自宅だけではどうしても残したいという方のためには民事再生（住宅資金特別条項付）の申立をするという方法もあります。細かい条件は色々ありますが、住宅ローンについては今まで通りの条件で支払いを行い、かつ、住宅ローン以外の借金については5分の4が免除される可能性があります。しかも、残りの5分の1の借金についても3年（36回）の分割払いでよいという規定になっています。自宅だけは何とか残したいという方にはお奨めの方法です。

利率が高い消費者金融からの借入がある等の場合には、過払い金

返還請求とあって支払いすぎた利息を返還してもらうことができることもあります。完済した業者であつたとしても、完済後10年以内であれば過払い金返還請求は可能です。

最終的手段としては自己破産という方法もあります。このたびの地震が原因と考えられる場合、裁判所での審査も比較的スムーズに進むと思われます。自己破産をしたというわけではなく一定の財産は手元に残すことができます。例えば個人所有の時価20万円以下の車両や身の回りの家財道具等は手放す必要はありません。

借金の問題は早めの相談・早めの解決が重要です。もう少し前の状態だったらよい解決ができたのにと専門家として感じる時が多数あります。家族のことや従業員のことも考え、早めの対策をした

弁護士 大澤 一郎

弁護士法人よつば総合法律事務所

〒277-0005

千葉県柏市柏1-5-10

水戸屋老番館ビル4階

TEL 04-7168-2300

FAX 04-7168-2301

e-mail

osawa@yotsubasougou.com

事務局だより

新会員のご紹介

H23.4月末まで入会

《新しく会員になられた方です。どうぞよろしくお願ひします》

支 店	法 人 名	所 在 地	電 話	業 種
柏東第一	(株)成島組	柏市柏1-3-1	7164-7361	総合工事業
柏西第二	(株)APMコンサルティング	柏市海田857-12 ニュー柏コーポラス102	7143-7336	コンサルティング業